

訓 令

埼玉県警察本部訓令第17号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月30日

埼玉県警察本部長 鈴木 三 男

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第8号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第11号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第21条とする。

第19条第3項第1号中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項第1号中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条第2項中「第11条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条中「規定により、」の次に「同条第1項に規定する」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項第1号ア中「第4条第15号」を「第4条第1項第9号」に、「第134条」を「第134条第1項」に、「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号イ中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に、「第17条第1号」を「第18条第1号」に、「第15条各号」を「第16条各号」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条中「第2条第6項第2号」を「第2条第9項第2号」に、「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1号中「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条第2号中「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条第3号中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第2条 条例第2条第4項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手

続が行われたこと。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正(平成24年埼玉県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改める。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第3条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正(平成27年埼玉県警察本部訓令第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改める。

(警察情報管理システム等運用管理規程の一部改正)

第4条 警察情報管理システム等運用管理規程(平成23年埼玉県警察本部訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第2条第6項」を「第2条第9項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。